

# 子育てを応援します

申込み・問合せ

保育課入園相談係 ☎内線3825

区では、子育てを応援するさまざまな事業を行っています。詳細は、お問い合わせください。

## 保育コンシェルジュ

※事前予約可

専門の相談員が保護者からの相談に応じ、各家庭の希望や状況に合わせた保育サービスの紹介を行います。

**利用時間** 午前9時～午後4時30分  
※(土)・(日)・(祝)を除く

**相談場所** 区役所2階保育課入園相談係

## 医療的ケア児の居宅訪問型保育事業 (6月1日より開始)

保育を必要としており、障がい・疾患等で個別のケアが必要なお子さんを、保護者の居宅へ訪問して保育します。お子さん1人につき保育者1人の保育です。

**利用時間** 午前8時～午後6時(最長8時間) ※(土)・(日)・(祝)を除く

**対象** 次の条件を満たす1・2歳のお子さん  
▶医療的ケアが必要または中重度の肢体不自由、重症心身障害等を持っているお子さん  
▶集団保育が著しく困難である障がいや疾病等を持ち、面談により保育が可能と判断したお子さん  
※0歳児、3～5歳児は要相談

# 児童手当・児童育成手当の申請を

## 児童手当

出生または前住所地の転出予定日の翌日から15日以内に申請してください。

**対象** 中学校修了前(15歳まで)の児童を養育している方

**支給月** 6月、10月、2月

### 手当月額

- ▶0～3歳(3歳になる誕生日まで) ……1万5000円
- ▶3歳～小学生 ……1万円  
※第3子以降は、1万5000円
- ▶中学生 ……1万円
- ▶特例給付(所得制限限度額以上の場合) ……一律5000円

**申請 問合せ** 子育て支援課子育て給付係(区役所2階) ☎内線3819

## 児童育成手当

平成31年・令和元年中の所得が**右下表**の範囲以内に該当すると思われる方は、5月29日(金)までに申請してください。認定されると、申請の翌月分から支給されます。  
※現在手当を受給している方は、申請不要です

### ○児童育成手当(育成手当)

**対象** 平成14年4月2日以降生まれの児童を養育している母子・父子家庭等の方

**手当月額** 1万3500円(児童1人につき)

### ○児童育成手当(障害手当)

**対象** 20歳未満で、次のいずれかに該当する障がいがある児童を養育している方

- ▶「愛の手帳」1～3度程度
- ▶「身体障害者手帳」1・2級程度
- ▶脳性まひまたは進行性筋萎縮症

**手当月額** 1万5500円(児童1人につき)

扶養人数	所得制限限度額
0	360万4000円
1	398万4000円
2	436万4000円
3	474万4000円
以降、1人増すごとに38万円を加算	

※所得は地方税法に規定する所得額から社会保険料相当額(8万円)のほか、医療費控除・寡婦(夫)控除等を差し引いた額です。所得の算出方法についてはお問い合わせください

**申請・問合せ** 子育て支援課子育て給付係(区役所2階) ☎内線3816

# 令和2年度荒川区議会定例会・開会会議が終わりました

令和2年度荒川区議会定例会・開会会議は、5月1日に1日の会議期間で開かれました。

この開会会議では、令和2年度定例会の会期を365日間と決定しました。また、議案1件を原案どおり可決しました。可決した議案は次のとおりです。

### ◆予算(1件)

令和2年度荒川区一般会計補正予算(第1回)

## 令和2年度荒川区議会定例会・5月緊急会議が開かれます

令和2年度荒川区議会定例会・5月緊急会議は、5月28日(木)・29日(金)の会議期間で開かれる予定です。

この5月緊急会議では、常任委員・議会運営委員・特別委員の選任等を行う予定です。  
※本会議の開始時間は、午前10時からです